

公益財団法人かすがい市民文化財団 チケット販売及び観劇・鑑賞約款

第1条（目的）

本約款は、公益財団法人かすがい市民文化財団（以下、「当財団」といいます。）が主催する公演や展覧会等（以下、「公演等」といいます。）のチケット購入者様及び入場者様（以下、「利用者様」といいます。）との間におけるチケット販売及び観劇・鑑賞にあたっての遵守事項を定め、安全に運営することを目的とします。

第2条（本約款の同意）

利用者様は、チケット購入の時点で本約款の内容に同意し、本約款を当財団と利用者様との契約の内容とすることを合意するものとします。なお、利用者様が未成年者である場合のチケット購入や観劇等は、親権者など法定代理人の同意と責任の下で行われるものとします。

第3条（公演等の内容変更）

やむを得ない事情により公演等の内容の一部を変更する場合があります。

第4条（チケットの販売条件）

過去に第10条に定める事項を行った事実が判明した場合若しくはそのおそれがある場合、又は反社会的勢力であることが判明した場合若しくはその事実が疑われる場合は、当財団はその者に対するチケットの販売を拒否することができるものとし、既に交付済みのチケットは無効となります。この場合において、支払済のチケット料金等は一切返金されません。

第5条（チケットの有効性）

チケットは券面指定日時又は券面指定期間に限り有効です。入場前または入場券との引換え前に半券を切り離すと無効になります。券面記載事項が改ざんにより判読不能、または変更されている場合は入場できないことがあります。

また、チケットの紛失・焼失・盗難・破損等いかなる事由による場合でも、チケットの再発行はいたしません。

第6条（チケットの変更・キャンセル）

チケット購入後、利用者様の事情による変更、キャンセルはお受けできません。本約款に定める場合を除き、チケット料金等の返金には一切応じられません。

第7条（中止による払い戻し）

公演等の中止に伴う払い戻しは、当財団が定める期間及び場所で行います。払戻期間を過ぎたチケットや、破損・紛失したり、甚だしく汚損して判読し難いチケットについては、一切払い戻しはいたしません。

また、公演等の中止・延期の場合の旅費等の補償はできません。

第8条（転売等の禁止）

利用者様が営利を目的としてチケットを第三者に転売する行為、チケット購入権等を売買する行為、また、目的の如何を問わず、第三者を利用してチケットの購入申込をする行為、自己以外の名義を用いてチケットの購入申込をする行為は、いずれも禁止します。

このような行為が発覚した場合、当財団の判断において、購入済みのチケットを全て無効とし、公演等への入場をお断りします。すでに入場している場合でもご退場いただきます。この場合において、支払済のチケット料金等は一切返金されません。

また、転売により購入されたチケットのトラブルについては、一切の責任を負いません。

第9条（入退場の指示）

入退場については係員の指示に従ってください。開演中の入場を制限させていただく場合があります。安全を確保するために入場制限や、規制退場等を行う場合がございます。当財団が危険と判断した場合には入場をお断りする場合がございます。係員の指示に従わない場合は入場をお断りし、入場後においてもご退場いただきます。

また、公演等及び利用者様の安全を確保するために当財団が必要と判断した場合は、入場時に利用者様の衣服、カバンその他の所持物の開披及び内容の提示を求めることができます。

第10条（観劇等に関する禁止事項）

利用者様は会場及びその周辺において、以下の行為はすべて禁止とさせていただきます。

以下の行為が判明した場合には、入場を拒否し、すでに入場している場合もご退場いただきます。この場合において、支払済のチケット料金等は一切返金されません。

- (1) 出演者、関係者、係員に対する加害行為、威嚇行為、その他迷惑行為
- (2) 公演内容の撮影、録音、録画行為
- (3) 上演中の携帯電話、タブレット端末、その他音や光の発生する機器類を使用する行為
- (4) 当財団の運営を妨げる行為
- (5) 係員の指示に従わない行為
- (6) 他のお客様への迷惑行為
- (7) 出演者への出待ち、つきまとい行為
- (8) 爆発物・火器類・刃物・危険物・酒類の持込み
- (9) 営業行為、宗教団体への布教・勧誘行為、または政治団体の宣伝行為
- (10) その他当財団の指示に反する行為

なお、係員の指示及び注意事項に従わず生じた損害については、当財団は一切の責任を負いません。利用者様同士のトラブルにより生じた損害についても当財団は一切の責任を負いません。

第11条（座席位置の移動）

当財団は死角の発生や機材の移動等、公演等の実施のためにやむを得ない事由によって、利用者様に座席位置の移動をお願いすることがあります。

第12条（個人情報保護について）

当財団が利用者様からお預かりした個人情報は、当財団が別途定めるプライバシーポリシーに従って適切に取扱うものとします。

第13条（チケットについての免責）

プレイガイドチケットまたは当社指定の販売方法以外で購入されたチケットについて、当財団は一切の責任を負いません。

通信回線の混雑、コンピューター・システム上の不慮の事故または当財団の責めによらないチケット発券時のトラブル等によりチケットが取得できなかった場合に関しても、当財団は一切の責任を負いません。

また、当財団の責めに帰すべきチケット発券時のトラブル等について当財団が損害賠償責任を負う場合、当財団に故意または重過失がある場合を除き、当該利用者様が支払ったチケットの券面額を限度額として賠償責任を負うものとします。

第14条（不可抗力）

天災地変、火災、騒乱、暴動、感染症、その他の自然的又は人為的な事象など、当財団の責めに帰すことのできない事由により公演の開催ができなくなった場合には、当財団は公演の全部又は一部を中止できるものとします。その場合、当財団に故意または重過失がある場合を除き、利用者様に対し何らの責任を負わないものとします。

第15条（本約款の変更）

本約款について変更、追加、修正、削除等の必要が生じた場合、当財団は、変更等を行う前の本約款の目的に反しない範囲において、合理的かつ相当な本約款の変更等を行うことがあります。本約款の変更等に際して、変更等の内容及び変更等の後の本約款の効力発生時期を公表または通知することによって、周知するものとします。

当財団により適切に通知がなされた場合、利用者様の知不知に関わらず、変更等の後の本約款が適用されるものとします。

附則

この約款は、令和4年8月13日から適用します。